

5. 教職課程の履修について

高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき、本大学院に設置する教職課程所定の単位を修得しなければなりません。

詳細は、学年始めに教職課程履修ガイダンスを行いますので、取得を希望する学生は必ず出席してください。

(1) 教育職員免許状

本学で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は次のとおりです。

学 部【高等学校教諭一種免許状 「工業」：工学科】

大学院【高等学校教諭専修免許状 「工業」】

(2) 基礎資格

教育職員免許法等の規定により、本学において教育職員免許状取得の所要資格を得られる者の要件は、次のとおりです。

- ① 一種免許状については、学士の学位を得ること。
- ② 専修免許状については、修士の学位を得ること。
- ③ 本学において教育職員免許状取得に関するそれぞれの所定の授業科目の単位を、修得すること。

(3) 高等学校専修免許状取得に必要な単位

① 高等学校教諭一種免許状取得者または所要資格を有する者の場合

大学院博士前期課程において、大学が独自に設定する科目を 24 単位修得しなければなりません。

② 高等学校教諭一種免許状の所要資格を有しない者の場合

教科及び教科の指導法に関する科目 36 単位、教育の基礎的理解に関する科目 10 単位、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 8 単位、教育実践に関する科目 5 単位、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 8 単位及び大学院博士前期課程において、大学が独自に設定する科目を 24 単位単位修得しなければなりません。

(4) 教職免許状取得に必要な単位

専攻	免許教科 (種類)	大学における最低修得単位数 (一種免許状取得時の最低修得済単位)	修士課程における最低修得単位
生産開発 工学専攻	工業 (専修)	<ul style="list-style-type: none"> ・教科及び教科の指導法に関する科目 36 単位 ・教育の基礎的理解に関する科目 10 単位 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目 8 単位 ・教育実践に関する科目 5 単位 ・教育職員免許法施行規則 第 66 条の 6 に定める科目 8 単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学が独自に設定 する科目 24 単位

(5) 教育課程 (大学が独自に設定する科目)

生産開発工学専攻

免許法施行規則に定める 科目名及び最低修得単位	開講科目名及び単位			
大学が独自に設定する科目 (教科及び教科の指導法に 関する科目) 24 単位	先進製造学特論	2	通信・ネットワーク工学特論	2
	機能性材料科学特論	2	生体信号処理特論	2
	環境調和材料特論	2	サイバネティクス	2
	化学工学特論	2	建築環境設備設計特論	2
	微生物工学特論	2	建築構造学特論	2
	シミュレーション工学特論	2	建築環境制御学特論	2
	医用・福祉工学	2	建築計画学特論	2
	計測制御工学特論	2	建築材料学特論	2
	動的システム特論先端	2	建築防災学特論	2
	先端生産システム特論	2	都市計画学特論	2
	電磁気学特論	2	応用数学特論	2
	電気電子回路特論	2	物性工学概論	2